

平成27年度スポーツ庁委託事業  
第2・3回加盟団体連絡会議兼ドーピング防止研修会

検査事業について

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構  
テストンググループ  
シニアマネージャー 平井千貴

# 平成28年度 打ち合わせについて

お忙しい中ご協力いただきまして  
有難うございました。

# ドーピング検査事業について

## 本日の概要

- ① TDSSAについて  
※配布資料:TDSSA一覧
- ② 新たな分析メニューの導入について
- ③ 血液検査について
- ④ 分析の追加について
- ⑤ 中立的な検査の実施について

# ①TDSSAについて

- **T**echnical **D**ocument for **S**port **S**pecific **A**nalysis
- 2015年1月1日以降の検査に対し、競技/種目毎に最低限実施すべき**分析メニュー**及びその**割合**をWADAが指定
- テクニカルドキュメントは**遵守文書**
- 2016年1月1日から、WADAの**監査対象**  
–ADAMSで確認(2015年は移行期間)

# ①TDSSAについて

- 指定される分析メニュー（2016年現在）
  - 赤血球新生刺激物質：ESAs（尿又は血液）
  - 成長ホルモン及びその放出因子：hGH（血液）又はGHRFs（尿）
    - ※現状、hGH又はGHRFの選択が可能
    - ※将来的には、両方の実施が求められる予定
- 今後も、WADAの基準が随時更新され、**その他追加の分析メニュー**の実施が求められる予定

# ①TDSSAについて

例)

- バドミントン/ラグビー:

- 赤血球新生刺激物質(ESAs): 10%
- 成長ホルモン及びその放出因子: 10%

- トライアスロン/バイアスロン:

- 赤血球新生刺激物質(ESAs): 60%
- 成長ホルモン及びその放出因子: 10%

- レスリング/ボクシング:

- 赤血球新生刺激物質(ESAs): 15%
- 成長ホルモン及びその放出因子: 10%

# ①TDSSAについて

トリアスロンで年間**10検体**実施予定の場合

赤血球新生刺激物質に対する分析が**60%**

⇒**6検体以上**の**ESAs**(尿又は血液)の実施が必要

成長ホルモン及びその放出因子に対する分析が**10%**

⇒**1検体以上**の**hGH**(血液)又は**GHRFs**(尿)の実施が必要

## ②新たな分析メニューの導入について

### GHRFs(尿)

- Growth Hormone Releasing Factors(成長ホルモン放出因子)
- 成長ホルモンを放出する物質を検出する分析メニュー
- 採取する検体量は、従来通り(90ml以上)
- 2015年12月から分析開始
- 尿分析費+50,000円+税/検体



## ②新たな分析メニューの導入について

平成28年度中の導入予定

- GnRH(尿)-性腺刺激ホルモン放出ホルモン
- インスリン(尿)
- 成長ホルモン(hGH)-バイオマーカー(血)

## ③血液検査について

- 待機時間(2時間)  
hGH及びABP(バイオロジカルパスポート目的)の採血前に競技/運動等を行っていた場合、運動終了後**2時間の待機**が求められる。
- 競技会検査(ICT)では、競技/運動終了後、必ず2時間待機が発生する。

## ④分析の追加について

1. 「分析機関に関する国際基準」により、生理学的変化とアンチ・ドーピング規則違反を見分けるために、**追加の分析実施**が求められる場合があります。
2. 生理学的変化の事例
  - バイオロジカルパスポートのデータで異常値が出た場合
  - T/E比(テストステロン・エピテストステロン比率)で異常値が出た場合

## ④分析の追加について

- 分析機関から追加分析指示が出た場合、当該分析に要する追加費用(50,000円+税)をご請求させていただくこととなります。
- 該当案件が発生した際には、都度、個別にご連絡をさせていただきます。

## ④分析の追加について

- 2015年4月～10月末分析済の尿検体数  
約3250検体
- 追加分析指示の対象となった検体数  
16検体(約0.5%)
  - 女性4検体
  - 男性12検体
  - 9競技

## ④分析の追加について

検体分析メニューの種類は、  
今後、増加することが予想されます。

国際競技連盟からの指示も複雑化  
してくることが予想されます。

国際競技連盟との細かい調整は  
当機構テストインググループに  
ご相談ください。

## ⑤中立的な検査の実施について

- 兼ねてからのご説明させていただいている通り、平成28年度から、利害関係を持たないDCOでメンバーを構成させていただきます。
- 検査における中立性の確保、国際基準の遵守、ガバナンス等様々な理由から必要な対応です。

ご理解のほどよろしく  
お願いいたします。

今後、ドーピング検査活動に  
ご理解とご協力のほど  
よろしくお願いいたします。